

# 基本目標4

基本計画推進のための区政運営



## 4-1

## 区民と区の協働によるまちづくりの推進



## 北区基本構想

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。

区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

## ■ 現状と課題

地方分権の目的は、「基礎自治体優先の原則」に立ち、自己決定・自己責任の原則のもと、わたしたちの暮らす地域社会を個性豊かで活力に満ちたものにしていくことです。区は、区民に最も身近な基礎自治体として、できる限りの権限と財政を持ち、地域に最もふさわしい公共サービスを多様な姿で展開していくことが求められています。

一方、人口の減少や少子高齢化による厳しい財政状況の中、区政を取り巻く環境も大きく変化しており、時代とともに複雑化・多様化する区民ニーズや地域課題にも的確に対応していかなくてはなりません。だれもが安心して、かつ北区らしさを実感できる地域社会を構築していくには、区、区民、企業など様々な活動主体が、お互いの役割を理解し、知恵を出し合って連携しながら「協働のまちづくり」を推進していくことが重要です。そのため、区は「区民とともに」という区の基本姿勢を踏まえ、区政の情報を的確に提供するとともに、まちづくりの主役である区民が積極的に区政に参画するしくみを構築することが不可欠です。

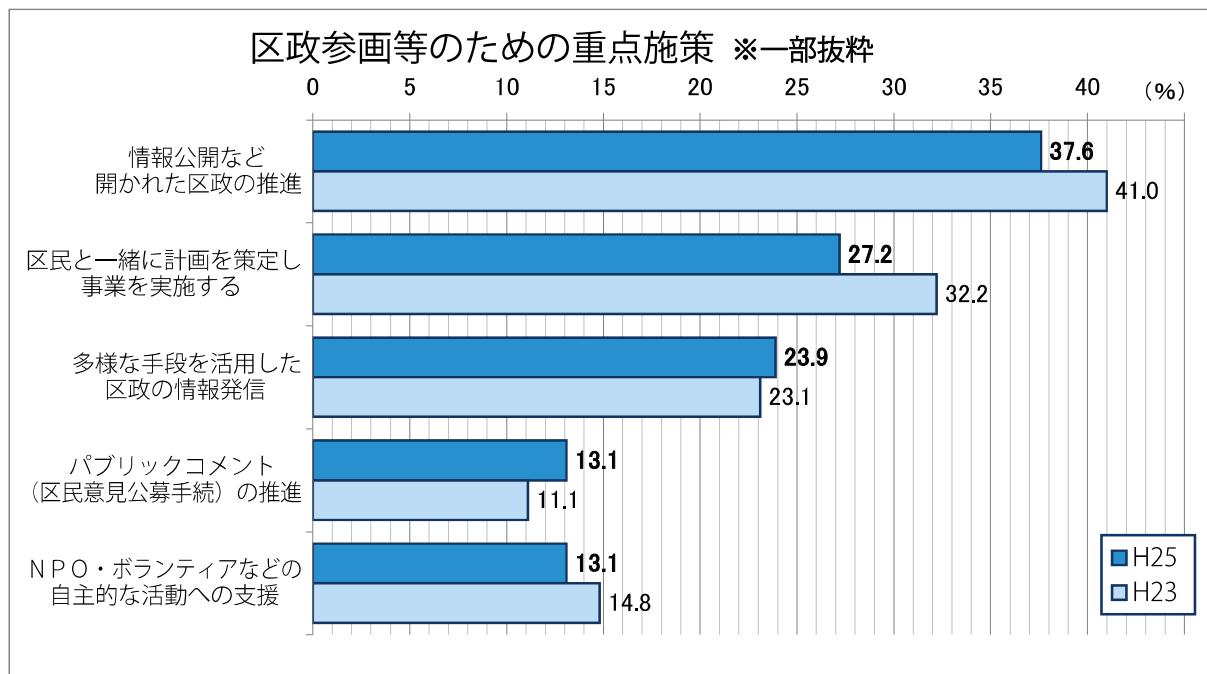
区はこれまで、主要な計画等を策定する際の審議会の委員の公募、パブリックコメントの実施、重要な施策を進める際の公聴会や説明会の開催、区政モニターハウス、中学生・高校生モニターハウス、小学生対象の区政を話し合う会、区長の「まちかどトーク」の開催など、一人でも多くの区民が区政に参画できる機会を設けてきました。また、区職員がまちに出て、区民とのワークショップを実施しながら、地域ごとの実情に即したまちづくり事業を推進する取り組みも進めています。今後も、区民をはじめ多様な主体との連携に



小学生との区政を話し合う会

よる地域の諸課題に取り組むしくみを考え、各種情報の提供を質的に向上させ、かつ、隨時提供するとともに、政策形成等に区民意見を反映させ、行政の透明性を向上させていく必要があります。

「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、約8割の区民が「北区に住み続けたい」と「定住意向」を示しているとともに、北区への「愛着」を感じていると回答しています。さらに、約6割の区民が「区政に関心がある」としていながら、「区政参画または地域活動参加者」は約1割半ばにとどまっており、その理由として「家事や仕事が忙しく時間がない」が3割半ばと最も高く、次いで「きっかけがない」と回答した区民が3割を超えていました。「区民とともに」という基本姿勢のもと、住みやすいまちを作っていくためには、だれもがいつでも必要なときに区政に関する情報を得ることができ、気軽に意見や提案を発信が必要です。そのためには、区は個人情報の保護に配慮しながら、積極的に情報公開を進めるとともに、広報・広聴活動を充実し、多様な手段を活用した区政の情報発信が必要です。また、区政情報の入手先をみると、約9割の区民が「北区ニュース」と回答していることから、よりわかりやすく効果的な広報紙づくりが求められています。



地域が抱える課題がより複雑化・多様化する中、区民一人ひとりの多様なニーズや価値観に柔軟かつきめ細かく対応していくためには、区民、大学などの教育機関、企業、商店街、各種団体など地域社会を構成する様々な主体による協働がより一層必要となります。これまででも、防災、福祉、教育、環境など地域の様々な課題解決に向けて、町会・自治会など地縁的なコミュニティによる活動が行われてきました。今後も顔の見える地域活動が期待されることから、地域で活動する団体を支援する取り組みを強化して

いく必要があります。また、大学との包括協定を締結するなど、区内外の大学などの教育機関と連携し、子育て支援や商店街支援など多岐にわたり専門性を生かした事業を実施してきました。今後はさらに幅広い分野で協働を推進し、大学などの教育機関をまちづくりを進める上での貴重なパートナーとして考えていくことが重要です。

一方、区民自らの手で地域の課題を解決しようとするNPO・ボランティア活動団体などが着実に育ってきています。区では、区民活動の推進と協働を促進するための全区的な拠点となる「北区NPO・ボランティアぷらざ」を中心に、区民活動団体の育成、担い手づくり、ネットワークの推進、情報提供など、NPO・ボランティア活動を側面から支援し、区民の自主的・自発的な活動がさらに活発になるような取り組みを推進しています。こうしたことから、NPO・ボランティア活動団体などが区との協働により、それぞれの役割分担と責任を明確にしながら諸課題を解決していくという機運も高まってきました。

今後は、町会・自治会など地縁的なコミュニティ活動団体とNPO・ボランティア活動団体、企業、商店街等との交流・連携をより強化し、地域の様々な活動主体がお互いの特性を生かした協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

また、区はそれぞれの協働を支援するためのコーディネーターとしての役割を担っていくことが重要になります。

区では、協働によるまちづくりをより一層推進していくため、平成19年度（2007年度）に創設した「北区協働推進基金」を活用して、地域課題の解決に向けたNPO・ボランティア活動団体等の先駆性・専門性・創造性・柔軟性を生かした事業を支援し、暮らしやすい地域社会の実現をめざしています。

NPO・ボランティア活動団体と行政は、様々な分野・形態で事業を行っていますが、今後、お互いを対等のパートナーとしてまちづくりを積極的に展開し、協働の質を高め、担い手の裾野を広げていくために、さらなる情報の共有化や行政、活動団体の双方の協働への理解促進及び協働を進めるための支援体制の整備が求められています。



北区NPO・ボランティアぷらざ交流会

## ■ 施策の方向

### (1) 区民参画の推進

#### ① 区民参画の推進

- ❖ 審議会委員の公募やパブリックコメント、ワークショップの実施により、主要な計画づくりや、重要な施策の決定などの政策形成過程における区民参画の場を拡充します。
- ❖ 地域主体の防災・防犯への取り組みをはじめ、コミュニティ施設や公園、学校など、地域住民が身近に利用する公共施設の管理、運営について積極的に区民参画を推進します。
- ❖ 区政モニターや、高校生モニター、中学生モニター、小学生との区政を話し合う会並びに区政レポーターなどを通して、幅広い年代層の区民ニーズを把握し区政に反映させます。
- ❖ 地方分権時代にふさわしい区民自治の拡充に向けて、まちづくりの主役である区民が自ら区政に参画し、主体的にまちづくりを推進していくためのしくみづくりを行います。

### (2) わかりやすく開かれた区政の推進

#### ① 情報公開と透明な行政運営の推進

- ❖ 行政活動について区民に説明する責任を果たすことにより、区民との信頼関係を築き、透明な行政運営を推進します。
- ❖ 個人情報の保護に配慮しながら、区民の知る権利を保障し、積極的に区政に関する情報公開を進めます。
- ❖ 行政の公正性と効率性を確保するとともに、施策の有効性を検証し、透明性を向上させるため、監査機能の充実・強化を図ります。

#### ② 情報発信型区政の展開

- ❖ 読みやすくわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、問題提起型広報への展開を図り、広報活動を一層充実します。
- ❖ ケーブルテレビ、テレビ、新聞、雑誌など様々な情報手段を活用して区政や地域の情報を発信します。
- ❖ 北区公式ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など様々な情報手段の活用により広報、広聴機能を充実し、区民がいつでもどこでも区政に関する情報が得られ、区政の課題について共に考えていけるよう、双方向での情報受発信を積極的に展開します。

### (3) 責任ある協働の推進

#### ① 協働の推進

- ❖ まちづくりを進めていくうえで、区は、区民、NPO・ボランティア活動団体や民間団体、大学などの教育機関、企業、商店街など様々な活動主体とともに、それぞれの役割と責任を明確にしながら、連携し協働していく体制を整備します。
- ❖ 区民やNPO・ボランティア活動団体、さらに区職員への協働に対する理解促進を図ります。
- ❖ 区政の様々な分野における協働の機会の拡充を図ります。

#### ② 公益的活動の支援

- ❖ 区民、NPO・ボランティア活動団体、社会貢献活動を行う企業に対し、「NPO・ボランティアぷらざ」を中心に情報提供、相談体制の充実、ネットワークの強化により公益的活動が活発に行えるよう支援します。
- ❖ NPO・ボランティア活動団体の交流の推進、活動場所の拡充を図ります。

## ■ 施策体系図：区民と区の協働によるまちづくりの推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 区民参画の推進	
① 区民参画の推進	
区民参画の機会と場の拡充	
様々な場面での区民参画の推進	
区民ニーズの把握	
区民参画のしくみづくり	
(2) わかりやすく開かれた区政の推進	
① 情報公開と透明な行政運営の推進	
透明な行政運営の推進	
情報公開の推進	
監査機能の強化	
② 情報発信型区政の展開	
広報活動の充実	
様々な情報手段の活用	
広報・広聴機能の充実	
(3) 責任ある協働の推進	【119】大学の誘致
① 協働の推進	
連携・協働体制の整備	再掲 002 地域見守り支えあい事業
協働に対する理解促進	再掲 004 元気高齢者支援事業
協働の機会の拡充	再掲 023 (仮称) 北区観光協会の設立
② 公益的活動の支援	再掲 026 大学連携による産業 イノベーション創出事業
ボランティア・社会貢献活動の支援	再掲 033 地域のきずなづくり推進 プロジェクト
NPO・ボランティア団体の交流促進	再掲 039 東京オリンピック・パラリン ピックボランティア育成事業
	再掲 040 放課後子ども総合プランの推進
	再掲 085 地区防災運営協議会の設置・ 運営支援
	再掲 087 防災協定の締結
	再掲 115 花いっぱいまちづくり事業
	再掲 118 緑化推進モデル地区事業

## ■ 計画事業

### 【119】大学の誘致

区と大学とが連携し、大学が持つ資源を活用して地域の活性化を図るため、大学の誘致を行う。

所管部：政策経営部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度未見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
2 校	1 校	1 校	検 討	1 校
	事業費 (百万円)	—	—	—

## 4-2

# 計画的・効率的な行財政運営の推進



## 北区基本構想

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体質を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。

さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

## ■ 現状と課題

区では、北区らしさを大切にしながら、未来につなぐ住みよい生きいきした魅力あるまちしていくために、「区民とともに」という北区の基本姿勢のもと、4つの重点戦略と3つの優先課題を中心に多くの施策を展開し、基本構想の実現に努めています。

しかし、社会情勢の変化にともない、北区を取り巻く環境も大きく変化する中、区民の多様化・複雑化する行政需要に的確に対応していくためには、より総合的・計画的な行政運営が求められています。そのため、各種計画や部門間の調整を図るとともに、財政計画と整合性のとれた具体的な事業計画を策定し、適切な進行管理のもとに事業を進めていく必要があります。

また、少子高齢化、人口減少社会の到来など、生産年齢人口の減少による「人口構成の不均衡」が生じていることから、地域を地域が支える地域コミュニティに大きな影響を及ぼしています。このことから、子育てファミリー層・若年層を中心とした定住化とともに、地域力を高めていくことが区の重要な課題となっています。

日本経済の先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復へ向かうことが期待されるものの、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、地方財政への影響が懸念されています。このような景気動向を反映して、区の主要財源である都区財政調整交付金は回復傾向にありますが、今後の少子高齢化の進展等を考えると、都区財政調整交付金や特別区税について、大幅な增收は期待できません。また、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とする方針が決定するなど、地方財政を取り巻く環境は厳しさが増す状況です。

今後も引き続き、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、特別区相互間の税源の偏在をなくすため、都区財政調整制度の適正な運用が必要です。

一方、歳出においては、扶助費の増加などによる義務的経費の増大により、財政の硬直化が進展しています。一層進展する少子高齢化や公共施設の更新需要への対応、首都直下地震等に備えた防災・減災対策などへの取り組みなど、適切な対応を求められる課題は多岐にわたっており、将来の行政需要などに対応するためには、基金の積み立てや計画的な区債の活用が重要となります。そして、このような厳しい財政状況を区民と共有するためには、わかりやすく説明していくことが必要です。

区では「北区経営改革新5か年プラン」に基づき、多くの経営改革に積極的に取り組み、質の高いサービス提供を実現してきました。今後も、社会経済状況の変化が大きい中においても、基本計画を着実に実現するために必要な資源の調達とともに、社会構造の変化に対応できる持続可能なシステムへの変革をめざして、平成27年(2015年)3月に「北区経営改革プラン2015」を策定しました。「北区経営改革プラン2015」では、①区民とともに～地域のきずなづくり～、②多様な主体との連携と行政が担う役割の見直し、③簡素で持続可能な行財政システムの確立、④公共施設マネジメントの推進を柱とし、さらなる経営改革の推進と効率的な行政サービスの提供に向けた取り組みを進めます。

また、平成28年(2016年)1月に利用開始が予定されている社会保障・税番号制度の導入にあたっては、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られるとともに、手続きの簡素化により区民負担の軽減や利便性が向上し、窓口のあり方など区の組織や業務の見直しを行うことで行政の効率化を図ることができます。

さらに、社会情勢や行政需要の変化に的確に対応するために、簡素で機能的、かつ弾力的な組織づくりを引き続き進めていく必要があります。

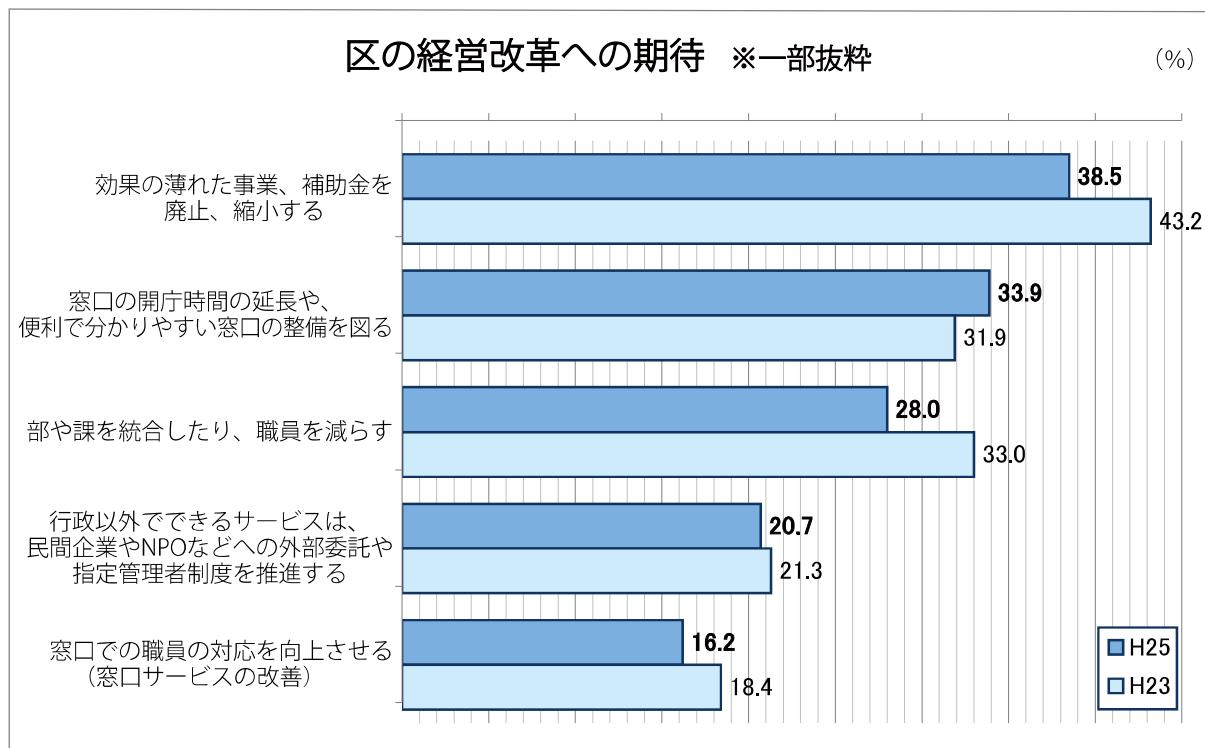
これからは、地方分権の推進により、これまで以上に北区の特性を生かし、北区の実情にあった区政を進めていくことになります。区政の担い手である職員には、「区民とともに」という基本姿勢を十分認識したうえで、基本構想を実現するための強い使命感と高い意欲を持った活躍が求められており、さらなる資質の向上が課題となります。

区は、平成23年(2011年)6月に「北区人材育成基本方針」を策定し、行政ニーズが高度化・複雑化するなど区を取り巻く環境が大きく変化しようとも、区政の運営に携わる職員が常にめざすべき理想の職員像として、協働精神、プロ意識、豊かな人間性の3点に重点を置き、区民から信頼される人材の育成に取り組んでいます。また、昇格の早期化、雇用形態の多様化等の状況を踏まえ、管理監督職員の評価能力・人材育成力、マネジメント力の向上、OJTの推進等の職場の学習風土づくりについて、人事制度と連携して、さらに取り組みを進めることが必要となります。

基礎自治体である区は、福祉・健康、教育、生活環境、文化・スポーツ、都市基盤まで生活全般にわたる身近な総合行政を担う組織であり、区政で最も重要なことは、区民の視点に立ち、質の高い公共サービスを効率よく効果的に区民に提供することで

す。そのため、行政の情報化を推進し透明性を高めるとともに、公民が保有する多岐にわたる情報資産を活用することで、便利で効果的・効率的なサービスの提供体制を整備する必要があります。

「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、より効率的な行政を進めるため、区が力を入れるべきだと思うことを聞いたところ、「効果の薄れた事業、補助金を廃止、縮小する」、「窓口の開庁時間の延長や、便利で分かりやすい窓口の整備を図る」、「部や課を統合したり、職員を減らす」が多く望まれました。これまでにも増して、経営改革による内部努力の徹底、事務事業の見直し、再構築が必要です。



区では、これまで区民福祉の向上に向けて、計画的に公共施設の整備を推進していました。しかし、人口減少や少子高齢化の進展などの社会状況や、区民意識の変化などにより、公共施設の中には機能や配置が適切でなくなった施設や、利用状況・効率の低い施設が生じています。また、区役所庁舎をはじめ、多くの公共施設は老朽化などによる更新時期を迎えています。今後は、大規模改修や改築など財政需要の増大が予想されますが、昨今の経済情勢や区の財政状況から、更新需要のすべてに対応していくことは難しい状況です。

このような状況において、限られた資源の中で区民サービスの向上を図るために、公共施設のあり方を見直し、施設の有効活用や維持管理コストの縮減など、公共施設のマネジメントに取り組む必要があります。そこで、区が保有する公共施設の現況を把握するため、平成23年（2011年）6月に「北区公共施設白書」を作成し、この白

書を基礎資料としながら、様々な視点から検討を重ね、平成25年（2013年）7月に「北区公共施設再配置方針」を策定しました。

この方針では、「公共施設マネジメント方針」、「マネジメント方針実現のための方策」、「施設総量の削減目標」などについて定めており、今後はこの方針に基づき、具体的な施設の再配置に取り組んでいく必要があります。

現在、なでしこ小学校の改築に合わせて志茂地域振興室と志茂東ふれあい館の複合化を進めています。複合化により老朽化した施設を効率的に更新するだけでなく、地域の集会施設であるふれあい館を学校に併設し、多機能化を進めることで、地域コミュニティをはじめ、生涯学習・スポーツ、健康づくりなどの地域の拠点施設として整備することができます。さらに、災害時には地区本部となる地域振興室を、避難所となる学校に併設することで、地域の防災拠点としての機能の一層の充実が図れます。

なお、平成26年（2014年）4月には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう、国から要請がありました。今後は、国から示された策定にあたっての指針に沿って、道路や橋梁などのインフラを含めた公共施設全体の現状を把握し、人口についての今後の見通しや公共施設等の更新にかかる中長期的な経費を分析した上で、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めていく必要があります。

また、学校施設跡地や遊休地・遊休施設などについては、区有財産の有効活用という観点から、貸付・売却などの方法を含めた利活用を推進していく必要があります。

## ■ 施策の方向

### (1) 計画的な行政運営

#### ① 計画的な行政運営

- ❖ 中長期的な視点で社会経済動向を的確に展望するとともに、「区民とともに」という基本姿勢のもと、限られた資源の重点的、効果的な配分により基本計画と実施計画を策定し、総合的、計画的、効率的な行政運営を進めます。
- ❖ 「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を北区の最重要課題と位置付け、子育てファミリー層・若年層が住みやすい環境づくりを総合的かつ戦略的に推進し、地域コミュニティの活性化へとつなげていきます。

### (2) 健全な財政運営

#### ① 自主財源の拡充

- ❖ 区の財政基盤を強固なものにするため、区税などの自主財源の安定確保に努めます。
- ❖ 特別区相互間で税源の偏在がある中、均衡のとれた行政水準を確保するため、都区財政調整制度の適正な運用を東京都に求め、特別区間における自主・自立的な財政調整をめざしていきます。
- ❖ 地方分権が進む中、事務事業の分担に見合う税財源の配分や移譲、超過負担の解消、新たな行政需要に対する適正な財源措置を、国や東京都に求めていきます。

#### ② 基金・区債等の計画的活用

- ❖ 景気の変動や年度間の行政需要の変動、将来の行政需要などに対応するために、基金を積み立てるとともに、将来の償還の負担に配慮しながら、計画的に区債を活用します。

#### ③ 経営改革の推進

- ❖ 少子高齢化への対応をはじめ、公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など多くの課題に対応できるよう、経営改革を進め、持続可能な行財政システムへの改革を推進します。
- ❖ 安定した質の高い行政サービスを提供していくため、区の施設を活用した広告事業や自動販売機設置にかかる公募制度など、税収以外の新たな収入確保策の導入に取り組みます。

#### ④財政状況を区民と共有

- ❖ 区の財政状況を区民と共有するため、公会計制度を活用して、バランスシート、行政コスト計算書などのわかりやすい資料を作成し、公表します。

### (3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

#### ① 組織・機構の改革

- ❖ 複雑化する行政課題や新たな区民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、関係所管が協力・連携しあえる横断的な組織体制を構築します。
- ❖ 社会保障・税番号制度の導入により、窓口の統合や業務の見直しなどを行い、より簡素で効率的な組織体制をつくります。

#### ② 組織の肥大化防止

- ❖ 限られた行政資源のなかで新しい課題に対応できるよう、スクラップ・アンド・ビルトにより組織の肥大化を防止します。

#### ③ 職員定数の適正管理

- ❖ 「職員定数管理計画 2015」により適切な定数管理を行うとともに、限られた人材を効率的、効果的に活用する職員配置を行います。
- ❖ 「北区経営改革プラン 2015」に基づき、区民との協働を促進し、また、指定管理者制度をはじめとする様々な外部化手法を有効に活用するなど、公民の役割分担の見直しを進めながら内部努力の徹底を図り、総職員数の適正化に努めます。

### (4) 職員の資質向上

#### ① 職員研修の充実

- ❖ 「北区研修基本計画」により、区民の視点でまちを見る姿勢を育み、区民とともに協働のまちづくりを推進する職員を育成します。
- ❖ 効率的な行政運営と質の高いサービスを提供するため、事務処理能力やコミュニケーション能力の向上を図り、区民から信頼される職員を育成します。
- ❖ 多様な考え方を尊重し、高い倫理観を持って行動できる職員を育成します。

#### ② 職員参加の推進

- ❖ 職員一人ひとりの能力を政策形成や行政運営に直接生かすため、職員自らが主体的に課題等に取り組める体制を整え、政策形成過程や事業計画策定へ職員が参加しやすいように環境整備を図ります。

- ❖ 職員の仕事に対する意欲を高め、職員の能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めるなど、職員満足度の向上に努めます。

### ③ 人材育成を目的とした人事管理

- ❖ 「北区人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの潜在的能力を開発し、複雑化・多様化する行政需要や山積する行政課題に対応できる、長期的視点に立った人事管理を行います。
- ❖ 人事異動により多くの職務を経験させる人材育成だけでなく、専門性・特殊性の高い業務のノウハウを確実に継承し、実務に精通した人材を育成できる職員配置に努めます。
- ❖ 職員の能力を発揮するため、目標管理制度の充実や職員のライフイベントを踏まえた昇任支援など、能力・業績を重視した人事管理制度の定着を図ります。

## (5) 効率的な行政サービスの提供

### ① 行政情報化の推進

- ❖ 新たな技術を取り入れて情報通信基盤全体の最適化を図りながら、災害に強い電子区役所の構築を一層推進します。
- ❖ 区が保有する多種多量の情報資産は、情報セキュリティ対策を推進して安全性を確保するとともに、可能なものは積極的に公開提供し民間の視点での活用等を図ります。
- ❖ 社会保障・税番号制度など、新たな取り組みを効果的に活用し、区民サービスの向上を図ります。

### ② 行政サービス提供体制の整備

- ❖ 基礎自治体として区民生活を支えるため、便利でわかりやすい窓口を整備するとともに、職員の接遇向上や、正確で迅速なサービスの提供に努め、区民満足度の向上を図ります。
- ❖ 電子申請に加えて電子納付など情報通信技術を活用したサービスを導入し、区の施設の窓口だけでなく、身近で容易に行政サービスが受けられるよう整備を進めます。
- ❖ 仕事のあり方や進め方を見直すことにより、新たなニーズに応える余裕を生み出し、区民サービスの一層の向上につなげます。
- ❖ 社会保障・税番号制度の導入により、窓口の総合化、手続きの簡素化、業務の効率化などを進め、区民サービスの利便性の向上を図ります。
- ❖ スケールメリットを生かしたさらなる効率化を図るため、他の自治体との業

務の連携や共同処理を検討します。

### ③ 民間活力の活用

- ❖ 区民や地域団体、NPO、民間事業者など多様な主体が公共サービスの担い手となっているなかで、区民自治の視点に立って、区が自ら実施するべき事業を選択します。
- ❖ 指定管理者制度が定着するなか、他の事業においてもモニタリングを充実し、民間活力を区民サービスの向上に活用します。
- ❖ 民間事業者などのノウハウを活用し、多様化する区民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、事業の民営化、民間委託、事業者誘致など、公民連携手法の導入を進めます。

### ④ 受益と負担の適正化

- ❖ 区税等の財源は、基礎自治体の基盤であり、行政サービスを提供するために不可欠なものです。区民間の公平の観点から、納付案内センターによる催告の実施や強制徴収を進めるなど収納率の一層の向上を図ります。
- ❖ 受益者負担の原則が当てはまる行政サービスについては、区民と区の役割分担、行政の公共性、区民間の公平の観点から絶えず見直しを行い、受益者負担の適正化を進めます。

### ⑤ 行政評価システムの活用

- ❖ 事業のコストや成果などから区民の視点に立った評価を行い、今後の政策や施策、次年度の事業展開へと反映させます。
- ❖ 評価結果を区民や議会へ積極的に公表することにより、行政の透明性を高め、ひいては、区民とのよりよい協働関係を築きます。
- ❖ 職員自らが事業の評価と改革に取り組める体制を整備し、意識改革と政策立案能力の向上を図っていきます。
- ❖ 評価の実施にあたっては、外部評価のしくみを取り入れ、評価の客観性・透明性を高めていきます。

## (6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

### ① 新庁舎の整備

- ❖ 老朽化した区役所庁舎の建て替えに向け、準備を進めます。

### ② 公共施設の再配置の推進

- ❖ 北区公共施設再配置方針に基づき、行政サービスの水準をできる限り維持し

ながら、公共施設の総量を抑制し、将来コストを縮減します。

- ❖ 施設の適切な維持補修に努め、建物の長寿命化を図ります。
- ❖ 施設の多目的利用を図るとともに、利用度・稼働率の低い施設や学校施設跡地、遊休施設などは、新しい行政需要に対応するために用途転換を図ります。
- ❖ 改築や改修を行う場合には、重要度、緊急度に応じて計画的に進めるとともに、周辺にある施設の集約化・複合化を図ります。
- ❖ 区民ニーズに合わなくなつた施設や役割を終えたと考えられる施設は、統廃合や廃止を行います。
- ❖ 施設の改築や改修、管理運営面において、公民連携手法の導入を検討します。
- ❖ 国や東京都、他の自治体との連携も視野に入れ、施設の構成を検討します。
- ❖ 道路や橋梁などのインフラを含めた公共施設全体の現状を把握し、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めるため、「公共施設等総合管理計画」を策定します。

### ③ 区有財産の活用

- ❖ 学校施設跡地など、遊休化した区有財産については、貸付、交換、売却などの方法を含め、その利活用を図ります。

## ■ 施策体系図：計画的・効率的な行財政運営の推進

基本施策	計画事業
単位施策	計画事業
施策の方向	
(1) 計画的な行政運営	
① 計画的な行政運営	
計画的な行政運営の推進	
重要課題への総合的かつ戦略的な施策の推進	
(2) 健全な財政運営	
① 自主財源の拡充	
自主財源の安定確保	
都区財政調整制度の改善の要請	
国、都への適切な財源措置の要望	
② 基金・区債等の計画的活用	
基金・区債等の計画的活用	(要請) 地方税財源の充実強化
③ 経営改革の推進	
経営改革の推進	
収入確保策の導入	
④ 財政状況を区民と共有	
財政状況の公表	
(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現	
① 組織・機構の改革	
横断的な組織体制の構築	
簡素で効率的な組織体制の整備	
② 組織の肥大化防止	
組織の肥大化の防止	
③ 職員定数の適正管理	
職員定数の適正管理	
総職員数の適正化	
(4) 職員の資質の向上	
① 職員研修の充実	
協働のまちづくりを推進する職員の育成	
区民から信頼される職員の育成	
高い倫理観を持った職員の育成	
② 職員参加の推進	
職員参加の環境整備	
活力ある職場づくりの推進	
③ 人材育成を目的とした人事管理	
長期的・計画的な人事管理	
業務を継承できる職員配置	
能力・業績を重視した人事管理制度の定着	

(5) 効率的な行政サービスの提供		
① 行政情報化の推進	電子区役所の推進 情報資産の活用 新たな取り組みの効果的な活用	
② 行政サービス提供体制の整備	便利でわかりやすい窓口の整備 行政窓口の充実 仕事のあり方や進め方の見直し 区民サービスの利便性の向上 他自治体との業務連携や共同処理の検討	
③ 民間活力の活用	役割分担の明確化 積極的な民間活力の活用 公民連携手法の導入	(要請) 社会保障・税番号制度の導入への対応
④ 受益と負担の適正化	収納率の向上 受益者負担の適正化	
⑤ 行政評価システムの活用	行政評価システムの活用 評価結果の公表 職員の意識改革と政策形成能力の向上 外部評価の導入	
(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用		
① 新庁舎の整備	新庁舎の整備	【120】新庁舎の整備
② 公共施設の再配置の推進	公共施設の総量抑制 施設の適切な維持補修による長寿命化 施設の多目的化や用途転換 施設の集約化・複合化 施設の統廃合や廃止 施設更新における公民連携手法の導入検討 他自治体との連携による施設構成の検討 公共施設等総合管理計画の策定	【121】公共施設の再配置 【122】区有施設エレベーターの改修  再掲 008 特別養護老人ホームの整備・改修 再掲 011 保育所待機児童解消 再掲 035 区民センターの整備(桐ヶ丘地区) 再掲 056 学校の改築 再掲 058 小学校の適正配置の推進 再掲 069 十条駅周辺のまちづくりの促進 再掲 105 一人ぐらし高齢者住宅建設事業
③ 区有財産の活用	区有財産の有効活用	

## ■ 計画事業

### 【120】新庁舎の整備

区役所庁舎の老朽化などに対応するため、人にも環境にもやさしく、区民に親しまれ、だれもが気軽に訪れることができる開かれた新庁舎を整備する。

所管部：総務部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
完 成	用地検討	完 成	基本計画策定 用地取得	完 成
	事業費(百万円)	27,613	10,020	17,593

### 【121】公共施設の再配置

公共施設をとりまく社会環境や行政需要の変化に対応するため、「北区公共施設再配置方針」に基づき施設の再配置を推進する。

所管部：各所管部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 学校施設跡地・遊休施設等の用途転換	推 進	推 進	推 進	推 進
改築・改修に伴う周辺施設の集約化・複合化	推 進	推 進	推 進	推 進
統廃合・廃止の検討	検 討	検 討	検 討	検 討
PPP手法の導入検討	検 討	検 討	検 討	検 討
他自治体との連携検討	検 討	検 討	検 討	検 討
学校施設跡地・遊休施設等の利活用	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

### 【122】区有施設エレベーターの改修

区有施設に設置されている老朽化したエレベーターを計画的に改修する。

所管部：各所管部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
27 基	5 基	22 基	12 基	10 基
	事業費(百万円)	290	110	180

## 4-3

# 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進



## 北区基本構想

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。

また、区民の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。

さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

## ■ 現状と課題

平成12年（2000年）4月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体が上下主従の関係から対等協力へと大きく変化しました。それと同時に、実施された地方自治法改正により、特別区は基礎自治体として、東京都は広域自治体として、それぞれの責任を果たしつつ相互に連携して東京の大都市行政を担うという新たな都区制度の枠組みが法定されました。

しかし、改正自治法の原則に沿った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する根本的な課題が解決されていないことから、今後の都区のあり方について、根本的かつ発展的な検討を行うため、平成18年（2006年）11月、「都区のあり方検討委員会」を設置しました。平成23年度（2011年度）までに、事務配分については都区のいずれが担うべきものか検討の方向付けの整理が終了しましたが、特別区の区域のあり方に関する認識の大きな相違があり、具体的な実務レベルの検討がなされていません。

一方、国においては、平成19年（2007年）に施行された地方分権改革推進法に基づいて内閣府に設置された地方分権改革推進委員会では、第二期地方分権改革として積極的な議論が行われ、第1次から第4次までの勧告を行いました。国はこれら勧告を受け、義務付け・枠付けの見直しを中心とする地方分権改革推進計画を閣議決定し、地方分権改革を推進しています。また、平成23年（2011年）8月には第30次地方制度調査会が設置され、「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体のあり方」について審議が進められ、平成25年（2013年）6月に「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が提出されました。

これら地方分権に向けた一連の動きは、基礎自治体を地域の総合的な行政主体として、役割と権限を拡充していくことを基本としています。区は、住民に最も身近な行

政はできるだけ住民に近い基礎自治体が行うとして、自主性・自立性をもって、自らの判断のもと、地域の実情に沿った施策や多様化する区民ニーズなどに応えていくことが求められています。そのためには、さらなる区の役割と権限の拡充を図るとともに、国や東京都からの適切な税源の移譲や、都区の財政調整制度の改善などにより、地方分権時代にふさわしい財政自主権の確立を図ることが必要です。

地方分権に伴う自治権の拡充が進むなか、各自治体においては、独自性を発揮し、互いに競い合いながら、自らの努力と創意工夫による主体的な取り組みを展開しています。区としても、区民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現に向け、北区の魅力を発見、創造しながら、地域特性を生かした施策を展開し、区内外へ発信していく必要があります。

北区においては、全国画一の時代から地域の多様性が求められる時代を見据え、平成8年（1996年）、都市経営の視点から地域イメージを資産と捉え、これらを発信していく「北区イメージ戦略ビジョン」を策定しました。これに基づき、北区の個性と魅力を発掘・創造し、わかりやすく効果的に演出し広く発信していくことで、北区の知名度とイメージをより高めていくことをめざすため、イメージ戦略の3つのキーワード「交通」、「さくら」、「ネサンス（=誕生）」、視覚に訴える「コミュニケーション・マーク」、シンプルで高い語感や響きを持った「キャッチフレーズ」を基本的要素とし、イメージ戦略を展開しています。さらに、北区にゆかりのある著名人、文化人を「北区アンバサダー（大使）」として委嘱し、「北区アンバサダーアイベント」を通じて引き続き北区の魅力を発信していくとともに、若者や子育てファミリー層をターゲットに北区の魅力を凝縮した情報誌「KISS」を作成し、区外へ向け情報発信をしています。

平成24年（2012年）7月には、新たな行動指針として、「北区イメージ戦略ビジョン第2次行動計画」を策定し、これから展開していく作戦の方向性とその体系を示しました。今後は、この行動計画に基づき、ターゲットの再認識と整理、区の価値・区民満足度の具体的発信、区民との連携・協働の推進を積極的に展開していくとともに、戦略的・効果的に情報発信することが必要です。

また、北区の個性と魅力を発掘・創造し、区内外へ戦略的・効果的に情報を発信するシティプロモーションに取り組むことで北区の知名度やイメージをより高め、区民が地域の魅力を認識して誇りや愛着を持つとともに、子育てファミリー層及び若年層の定住化を促進し、地域のきずなづくりにつなげていくことが重要です。

観光の視点からは、観光ガイドマップの発行やイベントの実施など北区の魅力の発信・PRにも努めています。また、区



シティプロモーション「数字で見る北区ガイド」

民とともに北区の観光を推進していくため観光ボランティアの養成など担い手の育成にも取り組んでいます。今後は、区民や民間組織と協働しながら観光事業の推進体制を整備するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、北区の観光資源や魅力を区外へ発信し、さらなる観光振興の充実を図る必要があります。

一方、区民の生活圏、行動圏は北区の区域にとどまっているものではなく、河川の環境保全、土壤汚染などの環境問題、都市計画道路の整備、防災対策など、区域を越

えた取り組みが必要な課題も少なくありません。このため、区民、企業はもとより、国や東京都、関係団体や他区市町村との幅広い調整と相互連携が重要になります。

さらに、北区の地域活性化のためには、区民が異なる文化、環境、生活や情報と接しながら自らも地域への理解や関心を深めることも重要です。そのため、相互の理解と信頼のもとに、国内外の自治体との区民主体の交流を進めることが求められます。



友好都市交流事業「都会っ子ふれあい農業体験」  
(山形県酒田市)

## ■ 施策の方向

### (1) 自治権の拡充

#### ① 地方分権の推進

- ❖ 基礎自治体優先の原則のもと、区民に最も身近な基礎自治体としての役割と権限の確保に向け、東京都や他の区市町村と協議しながら、適切な権限の移譲と移譲に伴う職員の移管・派遣等を国、東京都へ求めていきます。
- ❖ 地方分権改革の動向を見据え、新たな都区関係を他区と連携し構築します。

#### ② 財政自主権の確立

- ❖ 区が事務事業を自主的、自立的に執行できるよう、役割分担に応じた地方税源の拡充による安定的、恒久的な財源の確保を国、東京都に求めていきます。
- ❖ 地方分権の推進による事務権限の拡充に見合う財源を国から地方へ移譲し、また、課税自主権の拡充を図るなど地方税源の充実を国に求めていきます。

### (2) 「北区らしさ」の創造と発信

#### ① シティプロモーション・イメージ戦略の推進

- ❖ 区は、区民とともに、北区の個性と魅力を発掘・創造し、様々な広報媒体を活用して区内外へ戦略的・効果的に情報を発信するため、シティプロモーション方針の策定及び府内推進体制の整備等を行います。
- ❖ 「北区イメージ戦略ビジョン第2次行動計画」に基づき、ターゲットの再認識と整理、区の価値・区民の満足度の具体的発信及び区民との連携・協働の推進を図ります。

## ② 北区の特性を生かした施策の推進

- ❖ 北区の地域特性を生かした北区らしい施策を形成し、区民とともに推進します。
- ❖ 国、東京都、他自治体と連携するとともに、区民や民間組織と協働しながら区の観光事業を推進していきます。

## (3) 広域的な連携・協力の推進

### ① 広域的な連携・協力の推進

- ❖ 災害時の相互応援態勢の整備など、区域を越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決できない課題に対しては、周辺自治体、東京都、国との連携・協力を推進します。

### ② 自治体間の交流の推進

- ❖ 地域活性化と相互発展をめざして、国内の友好都市や国外の友好・姉妹都市など、国内外の自治体との交流を促進します。
- ❖ 国内外の新たな友好都市交流協定の締結に向けた検討を行います。

## ■ 施策体系図：自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 自治権の拡充	
① 地方分権の推進	
権限移譲と職員移管等の要請	再掲 017 児童相談所の移管
新たな都区関係の構築	
② 財政自主権の確立	
安定的・恒久的な財源確保の要請	(要請) 地方分権改革の推進
税源拡充の要請	
(2) 「北区らしさ」の創造と発信	
① シティプロモーション・イメージ戦略の推進	
シティプロモーション方針の策定と府内推進体制の構築	再掲 023 (仮称) 北区観光協会の設立
新たなイメージ戦略の展開	再掲 024 鉄道のまち北区プロジェクト
② 北区の特性を生かした施策の推進	
北区らしい施策の推進	再掲 025 千客万来 外国人向け観光情報発信事業
観光事業の推進	再掲 044 「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト
(3) 広域的な連携・協力の推進	
① 広域的な連携・協力の推進	
周辺自治体との連携・協力の推進	
② 自治体間交流の推進	
友好都市との交流の推進	【123】シティプロモーションの推進
友好都市交流協定の締結の検討	【124】友好都市交流協定の締結
	再掲 087 防災協定の締結

## ■ 計画事業

### 【123】シティプロモーションの推進

北区の知名度とイメージをより高め、子育てファミリー層・若年層の定住化をめざし、地域のきずなづくりにつなげるため、北区の個性と魅力を発掘・創造し、様々な広報媒体を活用して区内外へ戦略的・効果的に情報を発信するシティプロモーションに取り組む。

所管部：政策経営部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度未見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	
	事業費(百万円)	11	11	

## ☆【124】友好都市交流協定の締結

相互の理解と信頼を深め、両都市における地域の活性化と発展をめざして、国内外の新たな都市と災害時における相互応援体制の整備をはじめ、文化、教育、産業、スポーツなど、様々な交流事業を推進し、友好都市に関する協定を締結する。

所管部：総務部・地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
協定締結	—	協定締結	協定締結	協定締結
	事業費(百万円)	—	—	—

